

令和4年3月定例会
(2022年)

議案書②

3月7日提出

【条例】

市議案第48号

豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員，設備
及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改
正する条例の設定について

豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員，設備及び運営に
関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように
設定するものとする。

令和4年（2022年）3月7日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

指定障害福祉サービス事業者の指定の要件を改正するため，
提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年豊中市条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(指定障害福祉サービス事業者の指定の要件) 第4条 法第36条第3項第1号（法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。	(指定障害福祉サービス事業者の指定の要件) 第4条 法第36条第3項第1号（法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。 <u>ただし、療養介護に係る指定又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。